

考えて
みよう

日本の税金のこと

～ 公平な税制をめざして～

私たちは仕事や生活の様々な場面で税金を納めています。税金は国や地方自治体の行政サービスやインフラの整備に活用されるだけでなく、社会保障制度をはじめとする財政を通じて国民に再び分配されています。その基本のひとつが「すべての国民にとって公平であること」つまり「能力に応じた税負担と分配享受」です。

しかし、近年、消費税増税に加えて社会保障では保険料引き上げや給付のカットがなされる一方で、高額所得者や大企業に対しては減税や特別措置で優遇する税制度が固定化しており、税の公平性にゆがみが生じています。このゆがみを是正するためには、納税者である私たち一人ひとりが「税制」をしっかり「知って」「考える」ことが必要です。

この資料では税収の柱である所得税、法人税、消費税から日本の税制の問題を考えていきます。

税の大原則は「公平性」～応能負担の原則～

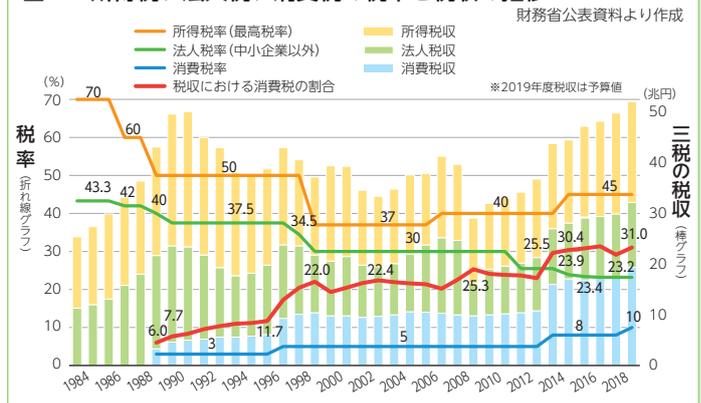
憲法は「すべての国民は法のもとに平等である」としています。現代社会においてこの「平等」は形式だけでなく「実質的な平等」であるとされています。ですから、同じく憲法が定める「納税の義務」は「実質的に平等な税負担をする義務」という意味です。

実質的な平等とはいわば「負担感の平等」ともいえます。つまり、各人の収入や生活、企業業績の状況は多々あれども「経済的な能力に応じて税を負担する」ということを憲法は定めているのです。これを「おうのう ふ たんげんそく応能負担原則」といい、日本の税制度の根幹にある大原則となっています。

しかし、現在では法人税率や所得税最高税率の引き下げ、消費税率の引き上げなどが相次いでなされ、さらに、大企業が活用する各種減税措置の拡充・延長により高額所得者や大企業の実質的な税負担率は低くなっています。

消費税導入以降の30年間で日本の税制は消費税に過度に依存する一方で、大企業や高額所得者の税負担は軽くなるという構造に変化させられてきました(図1)。まさに近年の税制は応能負担とは逆方向に進んでいるといえます。

図1 所得税、法人税、消費税の税率と税収の推移



所得税

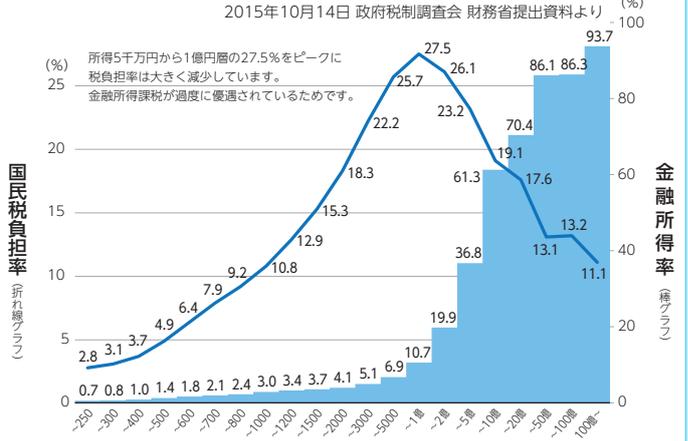
所得が多いほど税率は上がる仕組みなのに 高額所得者ほど実際の税負担率は低い

所得税は高額な所得を得るほど税率は高く、所得の少ない人の税率は低く抑える累進課税という方式です。そして、納めた税金は社会保障制度や公共事業などの財政行動を通じて所得の高い人から所得の低い人へ分配される仕組みとなっています。

しかし、税負担率でみると図2のように1億円の所得を得ている人の27.5%をピークに大きく下がります。これは高額所得者の所得の多くは株などの有価証券の売却益で得ており、売却益は所得税の最高税率45%ではなく証券税制の20%で課税されるためです。実際の税負担率でみると累進課税の理念とは真逆になっていることがわかります。

にもかかわらず、政府・与党は本来あるべき累進性の回復ではなく所得税の控除全体について大幅な引き下げを行う議論を進め、中低所得者にさらなる税負担を押し付けようとしています。

図2 国民税負担率と金融所得率(所得階級別)(2015年)



法人税

1 国民から見えない多くの優遇で 大企業の税負担率は低い

法人税率は1984年度以降一貫して引き下げが続いており、消費税が導入された1989年度には40%、2017年度からは23.2%とピーク時の約半分まで引き下げられました(表紙図1)。これにより地方税も含めたいわゆる法人実効税率は現在29.74%まで引き下がっていますが、政府の議論では国際競争力を高めるためとしてさらなる法人減税が必要としています。

たしかに、表面的な法人実効税率だけを見れば諸外国と比較しても低いとは言えませんが、法人税の減税措置が数多くあり、大手輸出企業を中心とする資本金10億円を超える大企業だけで2016年度に6兆3,094億円が減税されています(図3)。この減税措置を含めると法人税の実際の負担率は大企業になるほど低くなり、特に大企業に多い連結法人では4.7%と中小企業の3分の1以下の税負担で済んでいます(図4)。

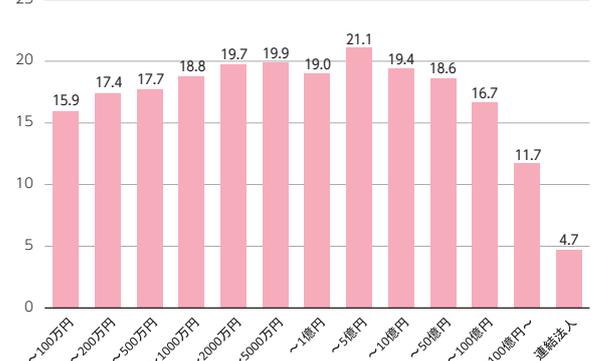
図3 租税特別措置による資本金10億円以上の大企業に対する減税額(2016年度)

菅隆徳税理士試算

減税項目	減税額
租税特別措置法に規定された減税措置 (全82項目)	1兆2,793億円
受取配当益金不算入特例	2兆4,788億円
外国子会社配当益金不算入特例	1兆7,786億円
連結納税	5,013億円
株式発行差益非課税特例	2,714億円
合計	6兆3,094億円

図4 法人税の実質負担率(資本金階級別)(2016年度)

菅隆徳税理士試算



法人税

② 大企業の内部留保は増加の一途

一方、企業の利益から株主配当を差し引きたいわゆる貯金にあたる内部留保(利益剰余金)は増加の一途をたどっています。財務省の法人企業統計によると2018年度の内部留保の総額は前年度から16兆円増加の463兆1,307億円で、そのうちの約半分にあたる234兆円は国内法人数のわずか1.7%にすぎない資本金10億円以上の大企業による内部留保です(図5)。

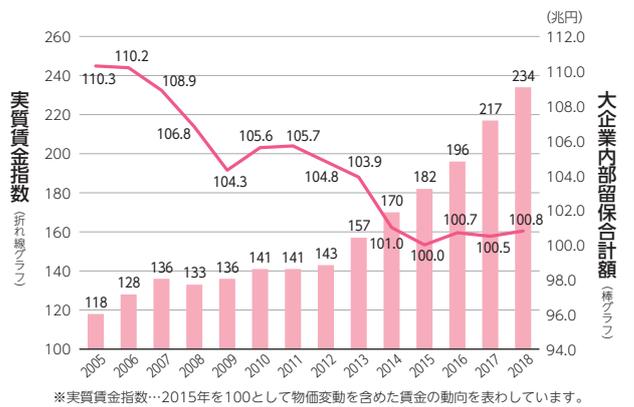
法人減税の効果が積極的な設備投資や従業員への給与、下請け業者への発注価格の引き上げにはつながらず株主への配当や内部留保に回ってしまっています(2018年の株主配当はアベノミクス前である2012年度の約2倍となる26.2兆円)。

国の2017年度予算における消費税の税収は約17兆円。消費税1%あたりの税収はおよそ2.2兆円ですから大企業の内部留保がいかに大きいかがわかります。

駒澤大学の小栗崇資教授(財務会計論)は大企業の内部留保が増加してきた要因を「人件費の抑制」と「法人税の減税」だとしたうえで、過度な内部留保を賃金・雇用・国内投資に振り向けさせるために「内部留保への課税」が必要だと指摘しています。

図5 大企業の内部留保額と実質賃金指数の推移

資本金10億円以上の企業(金融・保険業を除く)の利益剰余金と実質賃金指数(2015年=100) 財務省「法人企業統計(平成30年度分)」および厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成30年分)」より作成



消費税

① 日々の生活に直接的な影響をおよぼす消費税 社会保障の維持拡充のための財源なのに

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられました。

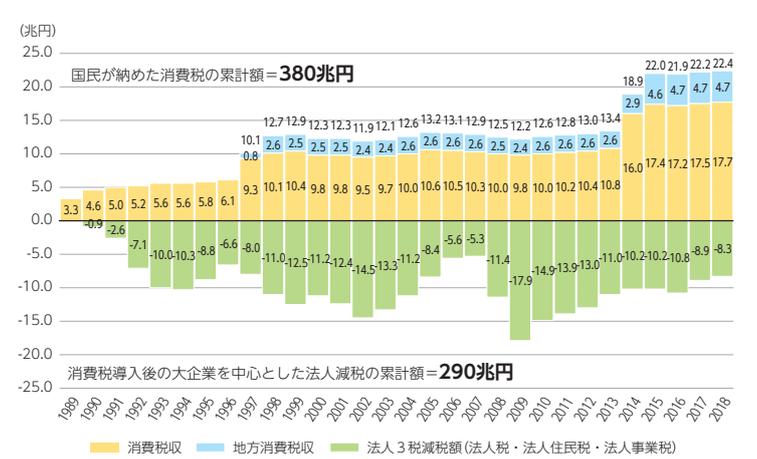
1989年に消費税を導入するにあたって政府は導入理由を「将来の高齢化社会における社会福祉のため」としていました。しかし、病院の窓口負担は1割から3割に、国民年金保険料は7,700円から16,410円に、年金の支給開始年齢は段階的に60歳から65歳まで引き上げられ、さらに、支給する年金上昇額を物価上昇率よりも低く抑えるマクロ経済スライドが導入され、今後、年金支給額は事実上目減りします。

このように、消費税を負担しているにもかかわらず私たちの社会福祉・社会保障は悪化の一途をたどっています。

一方、1989年の消費税導入以降、法人税の減税が相次いでなされ、2018年度までの累計で290兆円の法人減税がなされています。同じ期間で見ると国民が負担した消費税の累計は380兆円ですから、消費税収の8割が法人減税の財源に充当されたといっても過言ではありません。

図6 消費税収と法人減税額の推移

財務省・総務省公表資料より作成



消費税

② 大企業から消費税分の値引きを求められる中小・零細事業者 その一方で輸出大企業には消費税を還付する不思議なカラクリ

消費税は消費者が支払った消費税から製造や仕入れの経費に掛かった消費税を差し引いて事業者が税務署に納める仕組みです。

しかし、仕事の受注では取引の力関係から、規模の小さい事業者ほど消費税分の値引きを強要されることが常態化しています。多くの中小・零細事業者が本来の適正な利益を削って売り上げ分の消費税を捻出し納税しているのが現状です。

一方で、大企業の多くは輸出を大きな柱としています。消費税は国内取引および輸入にかけられる税金なので輸出にはかかりません。その結果、国内の仕入等で下位企業に支払った消費税が税務署から還付されているのです。

輸出大企業は仕入先や下請け事業者に消費税の負担と納税をさせながら自らは国から消費税の還付を受けています。その額は大手輸出企業13社に限っても2017年度だけで1兆428億円にのぼります(湖東京至税理士試算)。輸出大企業にとって消費税は支払うものではなく「もらうもの」なのです。ですから、消費税をいくら増税されようが痛くもかゆくもありません。

また、国が健康保険や厚生年金保険などの社会保険料を引き上げればその半分以上を負担する企業の負担が大きくなります。経済団体が消費税増税に積極的なのは、企業の社会保険負担について自らの企業が痛手を負わない消費税の増税で賄わせようとしているためです。

国民生活を直撃する所得税や消費税を増税しなくとも財源はあります

2019年度予算における税収は62.5兆円でそのうち所得税、法人税、消費税が税収の83%にあたる52.2兆円を占めています。このうち消費税は税収全体の31%にあたる19.4兆円と大きな割合を占めるに至っています。税率10%への消費税増税によって最大収入税目となることは間違いありません。

政府は年々増加する社会保障費の財源を確保するためにも消費税とその増税が不可欠としていますが、大企業や高額所得者への税優遇を是正せずに財源を消費税に大きく頼っています。これでは、財源ねん出のために際限のない消費税増税が繰り返されることとなります。

応能負担原則に則った税制の確立を目指す「不公平な税制をただす会」の試算では法人税、所得税の主な項目だけでも、その是正を行うことで年間21兆5,284億円の増収になるとしています(図7)。これは年間の消費税収を上回る金額です。

少子高齢社会に突入した日本では社会保障費の増加は避けられません。しかし、多くの国民の生活を疲弊させる消費税や中低所得者に対する所得税の増税を行わなくとも、大企業や高額所得者、資産家に対する過度な税優遇を是正するだけで財源を捻出することは可能なのです。

図7 応能負担原則に基づいた税制改革による税収増試算
(2019年度) 不公平な税制をただす会の試算より一部抜粋

法人税	増収額
大企業に対する税率の見直し(消費税引き上げ時の税率42%に戻す)	10兆9,231億円
受取配当益金不算入制度の廃止	3兆6,781億円
研究開発費に対する税額控除制度の廃止	7,078億円
外国子会社からの受取配当の損益不算入制度の廃止	3兆5,424億円
連結納税制度の廃止	4,908億円
法人税計	19兆3,422億円
所得税	
所得税最高税率の引き上げ(高額所得者への課税強化)	1兆3,877億円
個人配当所得課税における配当税額控除制度の廃止	1,507億円
個人配当所得課税の分離課税制度の廃止(総合課税化)	6,478億円
所得税計	2兆1,862億円
合計	21兆5,284億円

個人も企業も自らの能力に応じた税負担をすれば、真に公平な税制は実現できます。
今必要なのは消費税や中低所得者層の所得税増税ではなく、応能負担の原則を貫いた税制改革です。

**私たち全建総連は、事業者の自主記帳・自主申告を通じた納税者意識の向上による
納税者権利の確立と、公平な税制の確立に向けた取り組みを推進します。**